

湯沢町公共施設等総合管理計画（案）

概要版

平成 29 年 2 月

※本概要版は、「湯沢町公共施設等総合管理計画」を要約・抜粋したものです。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（本編 P. 26～32）

公共施設

- 【町民文化系施設】** 公民館、生活改善センター、集会所など
改修、更新、統廃合、地域への譲渡、民間活力の導入など、今後の施設のあり方を検討
- 【社会教育系施設】** 湯沢町歴史民俗資料館
指定管理者と連携し、老朽化への対応やバリアフリー化など、計画的に改修等を実施
- 【スポーツ・レクリエーション系施設】** 中央公園、大源太キャニオン青少年旅行村、湯沢高原関連施設など
「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な改修等の実施／施設使用料金の適正化、民間活力の導入、民間への譲渡など、今後の施設のあり方を検討／スキー場施設については、今後とも施設の適正な維持管理に努め、集客性の向上を図るとともに、効率的・計画的な改修、更新によるコストの縮減を検討
- 【学校教育系施設】** 湯沢学園、学校給食センター
計画的な点検や修繕等の実施による施設の適切な維持管理／第2体育館の計画的な改修等の実施
- 【保健・福祉施設】** 老人憩いの家「やすらぎ荘」、湯沢町総合福祉センター
「老人憩いの家「やすらぎ荘」については、他施設への機能移転、除却／「湯沢町総合福祉センター」については、施設の適切な維持管理
- 【医療施設】** 老人憩いの家「やすらぎ荘」、湯沢町総合福祉センター
「町立湯沢病院改革プラン」に基づき、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理
- 【行政系施設】** 役場庁舎
災害時の拠点としての機能確保／計画的な点検や修繕等の実施による施設の適切な維持管理
- 【公営住宅】** 大野原住宅、東山住宅、原新田住宅
入居者の安全確保のための計画的な改修等の実施／大規模改修、更新、廃止、民間施設の活用など、施設のあり方を検討
- 【公園】** やまどり原公園、主水公園、土樽自然公園、滝沢公園、駅前公園など
「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全型の計画的な維持管理／指定管理者、地域住民や団体等との連携
- 【供給処理施設】** 資源ごみストックヤード
計画的な点検や修繕等の実施による施設の適切な維持管理
- 【その他】** 旧小学校、霊苑、公衆トイレなど
計画的な点検や修繕等の実施による施設の適切な維持管理／低未利用施設の有効活用 など

インフラ資産

- 【道路、農道、林道】**
予防保全型の計画的な維持管理／個別施設計画に基づく計画的な修繕／定期的なパトロールによる点検／町道の見直しの検討／必要に応じた修繕等を実施 など
- 【上水道】**
「湯沢町地域水道ビジョン」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理／老朽度具合等に応じた耐震化、更新等 など
- 【橋りょう】**
「湯沢町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防保全型の計画的な維持管理／定期的なパトロールによる点検／町職員の技術向上 など
- 【下水道】**
予防保全型の計画的な維持管理／老朽度具合等に応じた耐震化、更新等／「（仮称）下水道ストックマネジメント計画」の策定を検討 など

5. 推進体制（本編 P. 33～34）

全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

- 【全庁的な取組体制の構築】**
●関連部署との連携／庁内検討組織の設置
- 【情報管理・共有】**
●施設情報のデータベース化／情報の一元的な管理・共有

フォローアップの実施方針

- 【PDCA サイクルによる計画の推進】**
●PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、本計画を着実に推進
- 【町民との情報共有】**
●計画や取組状況を広報やホームページ等で公開

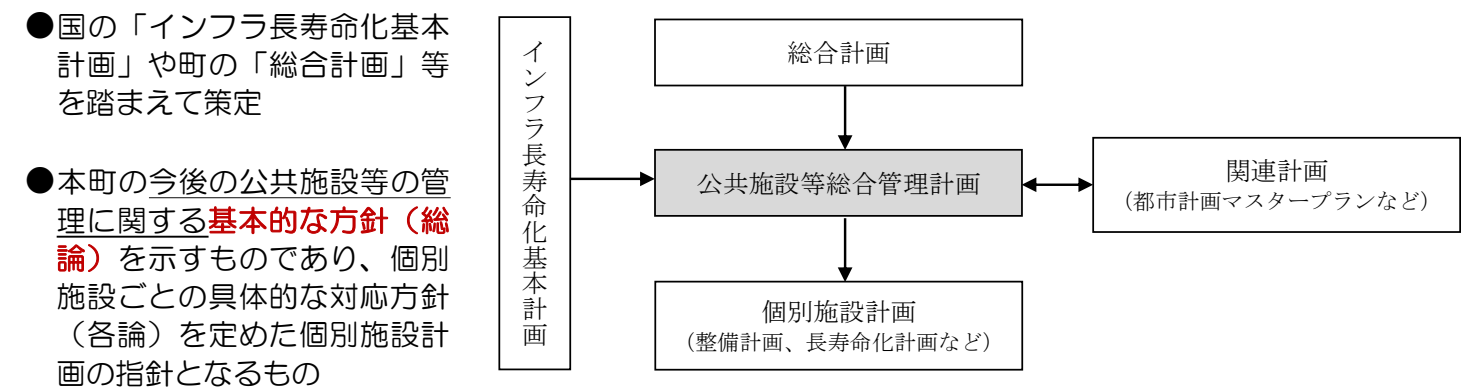
1. 公共施設等総合管理計画について（本編 P. 1～3）

計画策定の背景と目的

- 【国】**
 - 平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定
 - 平成 26 年 4 月に全国の自治体に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請
- 【湯沢町】**
 - 過去に建設された公共施設等の老朽化が進行
 - 人口減少・高齢化の進行
 - 厳しい財政状況

本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進することを目的として、「湯沢町公共施設等総合管理計画」を策定

計画の位置づけ



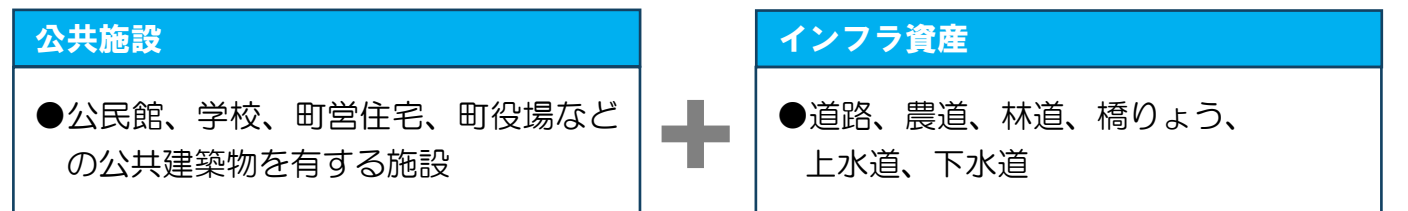
計画期間

平成 29 年度(2017)から平成 38 年度(2026)までの 10 年間

※今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直し

対象範囲

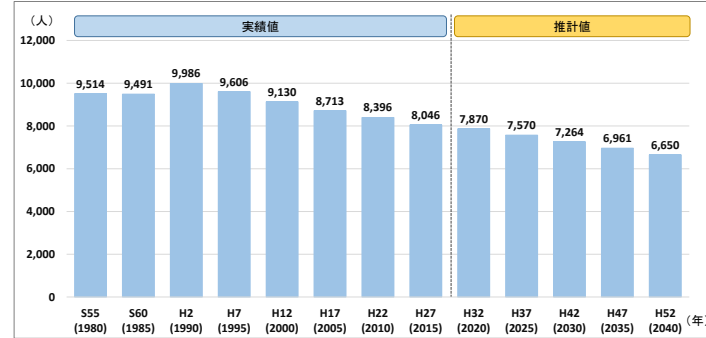
湯沢町が保有する公共施設及びインフラ資産が対象



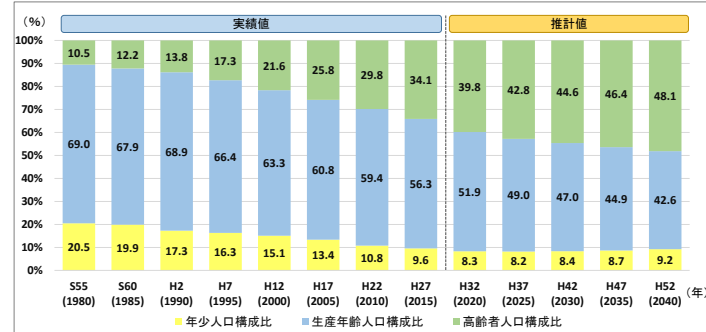
2. 公共施設等の現状及び将来の見通し（本編 P. 4~18）

人口減少・高齢化の進行

【将来人口の見通し】



【年齢3階層別将来人口割合の見通し】



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は湯沢町「湯沢町人口ビジョン」
 ※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口

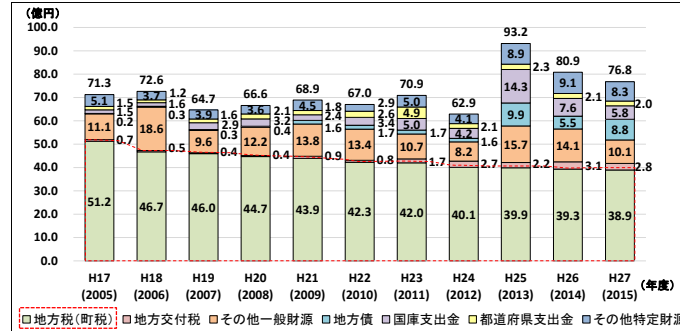
- 今後も人口減少が進み、平成27年の約8.0千人から、平成52年には約6.7千人まで減少する見込み
- 今後も高齢化が進行し、人口構造が変化する見込み

需要の変化への対応

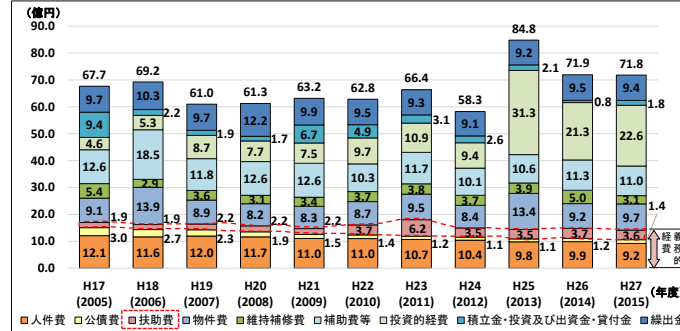
- 人口構造の変化などによる需要の変化や地域特性などに対応した施設の規模や配置などの適正化が必要

厳しい財政見通し

【歳入の推移（普通会計）】



【歳出の推移（普通会計）】



※扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

- 歳入：生産年齢人口の減少が見込まれている中、地方税収入は一層減少していくと予想される
- 歳出：高齢化の進行などに伴う扶助費の増加などにより、公共施設等の整備に要する経費を、現在の水準で維持することが困難となる見込み

厳しい財政状況への対応

- 今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保が必要

公共施設等の老朽化と更新等時期の到来

【公共施設等の保有状況】

| 分類 | 種別 | 数量 |
|------|--------|----------|
| 公共施設 | 施設数 | 77 施設 |
| | 延床面積 | 86,201 ㎡ |
| | 一級町道 | 22.3 km |
| | 二級町道 | 33.1 km |
| 道路 | その他の町道 | 106.2 km |
| | 計 | 161.7 km |
| | 橋りょう | 104 橋 |
| 橋りょう | 延床面積 | 2.3 km |
| | 管路 | 18,292 ㎡ |
| 上水道 | 上水処理施設 | 166.3 km |
| | 計 | 43 施設 |
| 下水道 | 管路 | 753 ㎡ |
| | 下水処理施設 | 96.0 km |
| 農道 | 計 | 5 施設 |
| 林道 | 延床面積 | 7,140 ㎡ |
| | 計 | 22.3 km |
| | 延床面積 | 15.3 km |
| | 延床面積 | 47,404 ㎡ |

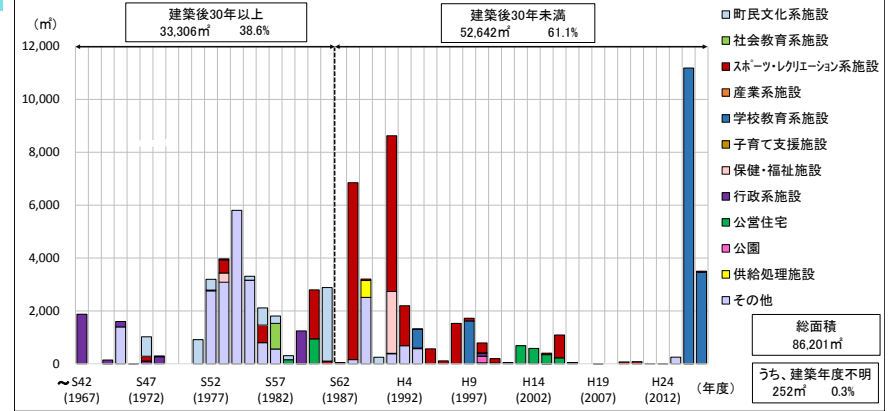
公共施設：平成27年度調査時点、インフラ資産：平成26年度

- これまで多くの公共施設を整備。現在、77施設（延床面積：約8.6万㎡）を保有
- 建築後の経過年数が30年以上の公共施設は約3.3万㎡（全体の約39%）であり、老朽化が進行
- インフラ資産は、道路、橋りょう、上下水道などがあり、老朽化が進行
- 今後、多くの老朽化した施設の更新等（建替えや大規模改修など）の時期が到来
- すべての公共施設等を保有し続ける場合、平成29～68年度までの40年間にかかる更新等費用の推計額は約814億円（約20.4億円/年）（※近年の投資的経費実績額（約7.6億円/年）の約2.7倍）
- 施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定される

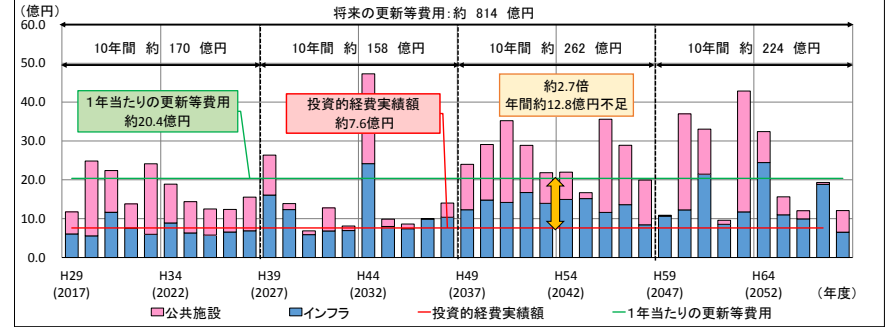
施設の老朽化への対応

- 施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化が必要

【公共施設の建築年度別延床面積】



【公共施設等の将来の更新等費用の推計】



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。公共施設、道路、橋りょう、上下水道の費用を計上
 ※投資的経費実績額：投資的経費のH23～27年度の5年平均

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（本編 P.19~25）

公共施設等マネジメントの基本方針

基本方針1：施設の規模や配置の適正化

- 将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民ニーズ、財政事情などを勘案し、施設の規模や配置を適正化

基本方針2：コストの縮減と財源確保

- 民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコスト縮減と財源確保

基本方針3：計画的な施設の保全

- 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減

【公共施設等の保有量適正化の方針】

<公共施設>

- 新規整備は抑制し、必要最低限とする。
- 既存の未利用施設や未利用スペースを積極的に活用する。
- 町が保有する必要性が低い施設については、民間等への譲渡を検討し、老朽化し、活用が見込めない施設は除却する。
- 施設の更新等の際には、適宜、集約化、複合化、減築などを行い、全体の延床面積を減らす。

<インフラ資産>

- 予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指す。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- 計画的な点検・診断の実施
- メンテナンスサイクルの構築

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 予防保全型の維持管理
- 計画的な更新等の実施
- 時代の要請や住民需要への対応
- 効率的・効果的な維持管理・運営

(3) 安全確保の実施方針

- 劣化や損傷等への措置
- 施設の除却等の措置

(4) 耐震化の実施方針

- 耐震化の推進

(5) 長寿命化の実施方針

- 長寿命化の推進

(6) 統合や廃止の推進方針

- 施設総量の適正化（計画的な更新、統合、廃止等）

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

- 職員の意識啓発や技術向上
- 補助制度等の活用
- 広域連携
- 民間事業者との連携
- 住民との協働・連携
- 受益者負担の適正化
- 施設等の有効活用による財源確保